



# Human Rights Now

## Human Rights Now

東京都新宿区山吹町 335 鈴木ビル 4 階

Tel: 03-6228-1528

Email: [info@hrn.or.jp](mailto:info@hrn.or.jp)

Website: <http://hrn.or.jp>

2019 年 4 月 8 日

### 【声明】ブルネイにおける新しい差別的な法律に反対する。

ヒューマンライツ・ナウは、LGBT の人たちや女性に対する深刻な人権侵害と姦通と同性愛を石打ちの刑とするブルネイの新しい法律の非人道的な罰則について強い懸念を表明する<sup>1</sup>。

ブルネイ政府は、2013 年のシャリア刑法の完全施行を発表した。この刑法は、イスラム教徒、異教徒問わず、同性愛（同性との性行為）や不倫（姦通）、レイプに対してムチ打ちや投獄、石打ちの刑を科す内容を含む。また、未成年者もムチ打ちの対象となり、矯正施設へ入れられることになる。

このシャリア刑法は性的マイノリティに対する差別であり、宗教マイノリティや宗教を持たない人たちをターゲットにしたものであり、ヒューマンライツ・ナウはこれに強く反対する。ここで導入される刑罰は、拷問や非人道的な刑罰とあらゆる差別を禁止した国際人権法に違反するものである<sup>2</sup>。

ヒューマンライツ・ナウは、ブルネイ政府に対し、シャリア刑法のうち非人道的な刑罰を可能にする条文、LGBT の人びとや他のマイノリティの人たちの人権を侵害する条文を削除すること、女性や子ども、性的、宗教マイノリティの人たちに対するあらゆる差別を撤廃することを求める。

ヒューマンライツ・ナウは同時に、国際社会と国際機関に対し、ブルネイのシャリア刑法の改正とこの刑法下で罰せられる被害を防ぐために効果的な対策を取るよう要求する。

---

<sup>1</sup> UN News, "Brunei's new penal code would enshrine 'cruel and inhuman punishments' UN rights chief warns", 1 Apr. 2019, <https://news.un.org/en/story/2019/04/1035831>

<sup>2</sup> CRC, 'Concluding observations on the combined second and third periodic reports of Brunei Darussalam', 24 Feb. 2016, CRC/C/BRN/CO/2-3; CEDAW, 'Concluding observations on the combined initial and second periodic reports of Brunei Darussalam', 23 Aug. 2017, CEDAW/C/BRN/CO/1-2/Add.1.